

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第288号)

平成15年11月17日

横 情 審 答 申 第 288 号

平 成 15 年 11 月 17 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年11月20日道技第122号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「主要地方道横浜生田線 青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事
(1)工事検査報告書(2)工事完成検査調書(3)工事成績評定書」の開示決
定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「主要地方道横浜生田線 青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事 (1)工事検査報告書(2)工事完成検査調書(3)工事成績評定書」を開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「さる平成 8 年12月17日、横浜市青葉区元石川5421-17、同5421-1、同5420-7 等付近（平原橋三叉路付近）の横浜—生田線市道での請求者本人のスクーターと違法駐車車両の衝突事故後行われた当該現場付近の道路補修工事（一般）資料全部及び当該工事着手前・完了後に当該工事業者が撮影、御市道路局等に提出義務づけられている当該道路の現場写真全部（平成13年12月11日開示許可された文書は、当初請求内容に担当外のもので不要につき除く。）」及び「さる平成 8 年12月17日、横浜市青葉区元石川5421-17、同5421-1、同5420-7 等付近（平原橋三叉路付近）の横浜—生田線市道での請求者本人のスクーターと違法駐車車両の衝突事故発生前（数ヶ月）の下水道等の開削など道路工事資料全部（平成13年12月11日開示許可された文書は、当初請求内容に担当外のもので不要につき除く。）」の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成14年 6 月28日付で行った「主要地方道横浜生田線 青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事(1)工事検査報告書（以下「文書 1」という。）(2)工事完成検査調書（以下「文書 2」という）(3)工事成績評定書（以下「文書 3」という。以下文書 1 から文書 3 までを「本件申立文書」という。）」の開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第10条第 1 項に該当するため全部を開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

開示請求に係る対象行政文書については、青葉土木事務所において当該現場と該当する工事の関係を特定することにより、道路局技術監理課で保管する工事資料の一部である検査関係書類が特定される。

このため、申立人が請求する文書の存在については、青葉土木事務所における対象文書の特定に従い、開示決定した行政文書以外に該当する文書を特定することはでき

ず、対象とした文書については、非開示とする情報がないため、全部開示とした。

4 異議申立人の開示決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件申立文書の開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 開示された文書については、前回全く同一趣旨で開示請求し（平成13年11月12日）、受け取った文書と基本的に変わらず、申立人が開示請求した対象文書とは違う、はぐらかし、すり替えられた文書ばかりである。
- (2) 開示決定処分を取り消し、改めて申立人が請求書で求めている対象文書を隠さず開示するよう求める。
- (3) 申立人は、交通事故被害に遭い、裁判係争中で、横浜市の管理する事故現場の路面の欠陥瑕疵等の違法責任を訴求している（原告として）ものだが、仮に裁判当事者として申立人（原告）から訴えられている司法上の訴訟があったとしても、横浜市（水道事業も含め）としての行政上の事務手続き対応に不正処理（保有しているのに証拠隠しのために公にしない等）、不当処分がなされるようなことがあってはならない。
- (4) 申立人は、交通事故で入院中の平成9年2、3月頃にかけて、入院先の病院から自宅にタクシーで外出許可を得て行き来した際、事故現場一帯の道路補修工事をしていたことを、自らの目を見て確認している。

しかも、事故前に事故現場で水道のマンホール開削工事をしていたのを近所の人で見て知っている方たちもいる。特に事故前の道路工事業者が補修道路の工事前と完了後に必ず撮影し、提出が義務づけられている写真（道路現場）については、間違いなく横浜市道路局、青葉土木事務所、青葉署でも保有されているはずだし、また、保有されていなければならない。

- (5) 横浜市が単に裁判訴訟に不利になるからという理由だけで、証拠につながる当該写真などを、適当に理由にならない根拠理由から、隠して開示拒否するのは、虚偽回答であり、職権濫用行為でもあり、また、刑法上の証拠隠滅罪にもあたりかねず、横浜市の違法は明白、かつ重大な事態を迎えていると言える。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、「文書内容は、さる平成8年12月17日横浜市青葉区元石川町54-21-17、同5421-1、同5420-7等付近（平原橋三叉路付近）の横浜 生田線市道での請求者本人のスクーターと違法駐車車両の衝突事故後行われた当該現場付近の道路

補修工事（一般）資料全部及び当該工事着手前完了後に当該工事業者が撮影、御市道路局等に提出義務づけられている当該道路の現場写真全部並びに当該事故発生前（数ヶ月）の下水道等の開削など道路工事資料全部（平成13年12月11日開示許可された文書は、当初請求内容に担当外のもので不要につき除く。）という開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市道路局における道路工事の検査業務を担当している道路局技術監理課が本件請求に係る対象工事とした「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事」について、検査を行った際に作成した文書であり、内容については次のとおりである。

ア 文書1は、道路局技術監理課の技術検査員が請負工事の検査を終了した旨を、検査主幹に報告するために作成する文書である。

イ 文書2は、検査主幹が、請負工事について請負人の給付が当該契約の内容に適合すると認めるときに、完成を確認するために作成する文書である。

ウ 文書3は、評定者が完了検査終了後、評定基準により評定を行い、その結果を工事担当局長に提出するために作成する文書である。

(2) 文書の特定について

異議申立人は、平成9年2、3月頃にかけて、事故現場一帯の道路補修工事をしてきたことを、自らの目で見て確認しているから、開示された文書とは別の文書があるはずだと主張している。

これに対し、実施機関は、青葉土木事務所における文書の特定に従い、本件申立文書を特定したのであって、本件申立文書以外に本件請求に該当する文書を特定することはできないと主張している。

当審査会としては、本件申立文書以外の文書の存在について確認するために、文書件名簿等の提出を実施機関に求めたところ、実施機関は、工事検査を実施する際には、文書件名簿は作成しておらず、技術検査員任命簿を作成しているが、平成15年度行政文書分類表によれば、検査員任命簿は、保存期間1年の文書であり、平成13年度以前の文書は廃棄していると説明し、平成14年度技術検査員任命簿が提出された。

実施機関から提出された平成14年度技術検査員任命簿からは、本件開示請求に該当すると思われる工事名の記載はなく、平成13年度の技術検査員任命簿を廃棄していることから、平成13年度に実施した本件申立文書の工事の検査についても、特定することはできず、平成13年度の技術検査員任命簿は廃棄しており、青葉土木事務

所における文書の特定に従って、本件請求に該当する文書を特定することしかできないという実施機関の説明は不自然ではなく、現存する文書からは、本件申立文書以外の文書が存在するという確証を得ることはできなかった。

(5) 結論

以上のとおり、本件申立文書以外に文書が存在するとは認められず、実施機関が本件申立文書を開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年11月20日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年12月25日 (第4回第二部会) 平成14年12月26日 (第4回第一部会)	・ 諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成15年9月19日 (第20回第一部会)	・ 審議
平成15年10月3日 (第21回第一部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成15年10月31日 (第22回第一部会)	・ 審議